

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 7月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系廃液フィルタ出口空気駆動弁駆動部下部ブッシュよりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	計算機室換気空調系空調機（A）に冷却能力不良が認められたため、当該機を点検・修理	D	
3	1号機	高圧給水ヒータ出口試料採取系圧力スイッチ付指示計の指針に曲がり認められたため、当該計器を点検・修理	D	
4	2号機	原子炉補機冷却系熱交換器（C）海水入口配管保温カバーに結露水のにじみが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
5	2号機	高圧復水ポンプ（A）軸シール水出口配管にピンホールからの漏えい（約13リットル）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
6	3号機	廃棄物処理系床ドレン廃スラッジタンクレベル計に動作不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
7	4号機	循環水ポンプ（B）軸受潤滑用他給水電磁弁開閉表示ランプ回路のヒューズ切れが認められたため、当該回路を点検・修理	D	
8	4号機	原子炉建屋・タービン建屋・コントロール建屋換気空調系常用冷却装置冷凍機冷水循環ポンプ（C）の起動において、同冷却水流量スイッチ（A・B・C）の動作不良により、同冷凍機（A）が「冷水断」の警報で自動停止し、その後同冷凍機（C）が同様に「冷水断」の警報で自動停止したため、当該流量スイッチ（A・B・C）を点検・修理	D	
9	4号機	中央操作室タービン発電機テスト盤裏扉の「施錠不良」が認められたため、当該扉を修理	D	
10	4号機	発電機水素ガス冷却器（C・D・E）のベント・ドレン弁（5台）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	4号機	給水加熱器レベル調整弁用軸封水弁配管接続部よりリーク（1滴/秒）が認められたため、当該部を修理	D	
12	4号機	試料採取系原子炉再循環ポンプ出口及び原子炉冷却材ろ過脱塩器A出口自動減圧装置よりリーク（1滴/3秒程度）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
13	4号機	中央操作室制御棒監視操作盤「制御棒ドリフト回路試験」において、「制御棒ドリフト」警報を確認したが、プロセス計算機警報印字プリンタには「制御棒ドリフト」メッセージが打ち出されなかったため、対応検討	C	
14	4号機	主復水器インリーク（真空漏えい）試験において、主タービンバイパス弁（1）、タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）高圧蒸気止め弁及び同ポンプ（B）低圧蒸気止め弁にグランドリーク（1～2秒/滴）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
15	6号機	原子炉建屋機器ドレンサンプポンプ（A）電動機点検後の試運転において、同ポンプにグランドリーク（堰内に飛散）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	6号機	廃棄物処理建屋排ガス室換気空調系局所空調機点検後の試運転において、電動機より周期的に異音（ガタガタ音）の発生が認められたため、当該電動機を点検・修理	D	
17	集中環境施設	プロセス建屋3階廃棄物処理エリア外気処理装置内に雨水による水溜りが認められたため、当該装置内を点検・清掃	D	
18	集中環境施設	高温焼却設備廃棄物移送箱コンベア（B）ライン移送機用電動機に過負荷トリップが認められたため、当該移送機を点検・修理	D	
19	集中環境施設	高温焼却炉設備排気筒プロセス放射線モニタに「除湿器出口温度高（9℃）」の警報発生し、サンプルポンプがトリップしたため、当該除湿器を点検・修理	D	
20	その他	工具センタの計測器等の校正において、放射温度計（5台）、テーパゲージ（2台）及びデジタル温度計（1台）に精度不良が認められたため、当該計器を修理	D	
21	その他	工具センタの計測器等の校正において、絶縁抵抗計（1台）に精度不良が認められたため、当該計器を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで